

国立大学法人東京外国語大学 受託研究員等受入取扱規程

〔平成16年4月1日〕
〔規則第98号〕

改正 平成21年3月31日規則第65号
平成21年3月27日規則第64号
令和4年3月22日規則第32号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が外部の機関の研究者等を受け入れるに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間会社等 商法（明治32年法律48号）等に基づく会社のほか、国、政府関係機関、地方公共団体及び民法（明治29年法律89号）第34条の規定により設立された学術に関する法人等をいう。
- (2) 現職技術者及び研究者 専門的な知識・能力を有し、現に技術者又は研究者としての職務に従事しているものをいう。
- (3) 部局 国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成16年規則第181号）第2条第1項に定めるものをいう。

(研究員等の受入れ)

第3条 本学は、民間会社等の委託に応じ、本学において大学院で行う程度の研究の機会を与え、その能力の一層の向上を図るため、民間会社等の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）を受託研究員（以下「研究員」という。）として受け入れることができるものとする。

2 前項の規定によるほか、私立学校、専修学校、公立高等専門学校、公立大学等の教職員に本学での研究の機会を与え、その能力の一層の向上を図るため、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教職員支援機構研修員（以下「研修員」という。）として受け入れることができるものとする。

(研究員の資格)

第4条 研究員として受け入れることができる者は、現職技術者等であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第67条に定める大学院に入学することのできる者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(研究員の申請・許可)

第5条 研究員の受入れは、民間会社等の長（以下「委託者」という。）の申請に基づき、所定の受託研究員委託願書（以下「委託願書」という。）に履歴書を添えて、学長に願出なければならない。

2 学長は、委託者から委託願書の提出があった場合は、当該部局の教授会又は教授会等が認める審査機関（以下「教授会等」という。）の議を経て受入れを許可する。

3 学長は、前項の受入れを許可したときは、委託者に通知するものとする。

（研修員の申請・承認）

第6条 私学研修員の受入れは、私学研修福社会理事長の申し出に基づき、専修学校研修員の受入れは、専修学校教育振興会理事長の申し出に基づき、公立高等学校専門学校研修員受入れは、公立大学研修員を派遣しようとする大学長の申し出に基づき、教職員支援機構研修員の受入れは、独立行政法人教職員支援機構理事長の申し出に基づき、学長が承認する。

（研究期間）

第7条 研究員の研究期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する年度を超えることはできない。ただし、研究の必要により委託者が研究期間の延長を願出たときは、学長は、当該部局の教授会等の議を経て、その延長を許可することができる。

2 研修員の研修期間は、1年以内とし、その期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、特別な事由がある場合には、その期間内において、研究期間を6月から3月に短縮することができる。

（研究員の研究方法）

第8条 学長は、研究員が希望する研究事項を考慮してその指導教員を定めるものとする。

2 指導教員は、当該部局長の下で、当該研究事項に係る大学院で行う程度の研究指導を行うものとする。

（研修員の研究方法）

第9条 学長は、研修員が希望する研究事項を考慮してその指導教員を定めるものとする。

2 指導教員は、当該部局長の下で、当該研究事項に係る研究の指導を行うものとする。

（研究料等）

第10条 研究員の研究料及び徴収方法については、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程に定めるところによる。

2 既納の研究料等は、返納しない。

3 本学が定める所定の期間内に研究料等を納付しないときは、受入れを取り消すことができるものとする。

4 研究員については、研究期間の範囲内で、研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、同一の研究員に係る研究料、は改めて徴収しない。

（研究証明書の交付）

第11条 学長は、研究員又は研修員がその研究指導に係る事項について証明を願出た

ときは、研究証明書を交付する。

(研究員等の責務)

第12条 研究員及び研修員は、指導教員の指示及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究員及び研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員規程（昭和34年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。